

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和2年6月定例会

議案の件名	議案第39号 交野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・条例 その他 ()
-------	--	--------	------------------------

〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉 他市も同様の改正を行う。																
本市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、この条例に定める。	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円） <table border="1"><thead><tr><th>総事業費</th><th>国庫支出金</th><th>府支出金</th><th>市債</th><th>その他</th><th>一般財源</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源												
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉 被用者に傷病手当金を支給することで、仕事などの休職しやすい環境を整備し、将来にわたり新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る。 傷病手当金の支給額については、国が特例的な財源支援（時限的措置）を行う。																
「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の改正及び「大阪府後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給規則」が制定されることに伴い、本市における支給申請の受付について条文整理を行う必要があるため。	〈提案に至るまでの経緯〉 令和2年4月17日 「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正及び「大阪府後期高齢者医療広域連合新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給規則」公布（同日施行）																
〈市民参加の状況〉	〈総合計画等の整合〉 ○その他の計画（該当する場合のみ） <table border="1"><thead><tr><th>計画名称</th><th>策定年度</th><th>計画期間</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					計画名称	策定年度	計画期間									
計画名称	策定年度	計画期間															
有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）	〈政策等の実施時期〉 令和2年7月1日 <table border="1"><thead><tr><th>担当部局</th><th>担当課</th><th>添付資料（有の場合は、その名称）</th></tr></thead><tbody><tr><td>市民部</td><td>医療保険課</td><td>有・無 新旧対照表等</td></tr></tbody></table>					担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	市民部	医療保険課	有・無 新旧対照表等						
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）															
市民部	医療保険課	有・無 新旧対照表等															

議案第 39 号参考資料

市民部 医療保険課

交野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

大阪府後期高齢者医療広域連合が、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため条例を改正したことを受け、交野市後期高齢者医療に関する条例において所要の改正を行うもの。

2. 条例改正案の内容

交野市後期高齢者医療に関する条例第 2 条に規定する、交野市において行う事務に、「広域連合条例附則第 5 条第 1 項に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加える。

3. 施行日

令和 2 年 7 月 1 日

交野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第14号）新旧対照表

新	旧
<p>(交野市において行う事務)</p> <p>第2条 交野市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>広域連合条例附則第5条第1項に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>(交野市において行う事務)</p> <p>第2条 交野市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>